

議案第28号

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第25条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出したこれらの規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載したこれらの規定による申告書

を提出することができる。

第28条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条中「及び個人の」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「つぎの各号に」を「次に」に、「によって」を「により」に、「本条」を「この条」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「本項」を「この項」に、「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に改める。

第35条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第36条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第36条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これ

と併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第36条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第36条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第40条第1項第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第52条の3第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第53条第1項中「・第483条」を「、第483条」に、「・不申告加算金額」を「、不申告加算金額」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

付則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第4条の4第1項を削り、同条第2項を同条とする。

付則第4条の4の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第4条の8第3項を削る。

付則第5条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条

第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項中「第8項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第6条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第17条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第40条第1項第1号エの改正規定及び付則第3条第1項の規定（この条例による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第6条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第21条の2第2項並びに第28条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第30条、第33条、第36条、第36条の2及び第36条の6の改正規定並びに付則第4条の4の2及び第6条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項（新条例付則第6条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第25条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の目黒区特別区税条例の規定中特別区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第25条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき目黒区特別区税条例第25条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条第1項第1号エ及び付則第6条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の目黒区特別区税条例付則第4条の4及び第4条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第4条の4の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第5条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明) 森林環境税の賦課徴収に関し必要な事項を定め、特定小型原動機付自転車に対して課する軽自動車税の種別割の税率を定めるとともに、環境への負荷の少ない軽自動車に対して課する種別割に係る軽減措置の適用期限の延長を行い、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。